

1. 基本方針

国民健康保険は、これまで誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、国民皆保険の基盤をなす制度として地域医療の確保と地域住民の健康増進に大きく貢献してまいりました。しかしながら、急速な少子高齢化、就業構造の変化、経済の低成長への移行など大きな環境の変化に直面し、国保財政は以前にも増して大変厳しい状況にあります。

国においては、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものにしていくために、医療費適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設、保険者の再編統合などを骨子とした医療制度改革関連法を定め、平成18年6月から段階的に施行されてきたところであり、平成20年4月には、この改革の最大の柱である、長寿医療制度の施行、医療保険者に義務付けられた特定健診・保健指導が実施されたところでもあります。

本会としては、これら改革の動向に注視しながら、国民健康保険制度及び長寿医療制度等の安定的運営を図るため、会員及び後期高齢者医療広域連合並びに関係機関との連携を密にし、円滑な事業運営に努めるものとする。

また、平成23年4月から原則として全てのレセプトのオンライン請求が義務付けられることに伴い、画面を利用した審査及び事務共助体制の充実強化に努めるとともに、保険者事務の効率化を図るため保険者レセプト管理システムの平成22年度からの運用に向けて事業の推進を図るほか、生活習慣病の予防対策などの保健事業支援の充実を行い、医療費適正化の推進を図るなど、保険者のニーズに基づき柔軟かつ適切な対応を行うものとする。

以上のことから、本会としては、業務全般にわたり更なる効率化を図り、保険者の厳しい財政状況を再認識し、より効果・効率的な事業の推進に努めるとともに、国及び県の動向を見極めつつ、次の事項を重点に事業を実施する。

- 1 会務運営の改善
- 2 診療報酬等の審査支払事業の充実強化
- 3 後期高齢者医療制度関係業務の円滑な実施
- 4 保険者事務共同電算処理業務の拡充
- 5 保険者支援事業及び保健事業の充実強化
- 6 情報提供等の充実
- 7 介護保険の円滑な実施

2. 事業

(1) 会務運営に関する事業

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 正副理事長会議
- (4) 監事会・出納検査

(2) 診療報酬等の審査支払業務

保険者及び広域連合から国民健康保険及び後期高齢者医療の診療報酬審査支払にかかる事務を受託し、適正かつ円滑に遂行する。

なお、審査の効率的運用と審査の精度向上を図るため、二画面審査を導入と共に審査事務共助の充実を図る。

- (1) 診療報酬審査委員会
- (2) 柔道整復師施術療養費審査委員会
- (3) 審査支払業務連絡協議会
- (4) レセプト電算処理システムの推進
- (5) 職員専門研修の実施

(3) 保険者事務共同電算処理業務

保険者及び広域連合における国保、後期高齢者医療及び医療福祉費等に係る事務の電算処理を行う。また、レセプト管理システムの運用準備を行うなど、事務処理の効率化を図る。

- (1) 国保に係る処理事務

【一般業務】

- ① 資格・給付確認事務
- ② 高額療養費支給申請書等の作成
- ③ 医療費通知書の作成
- ④ 退職被保険者等の適用適正化事務
- ⑤ 疾病分類統計表の作成
- ⑥ その他各種統計表の作成

【特別業務】

- ① 被保険者証の作成
- ② その他保険者等が必要とする資料の作成

- (2) 後期高齢者医療に係る処理業務

- ① 資格・給付確認事務
- ② 高額療養費支給申請書等の作成
- ③ 医療費分析帳票の作成
- ④ 賦課・徴収管理業務
- ⑤ その他各種統計表等の作成

- (3) 医療福祉費に係る処理業務
 - ① 資格・給付確認事務
 - ② 給付記録データの作成
 - ③ その他市町村が必要とする資料の作成
- (4) 会議等の開催
 - ① レセプト電算処理検討委員会・作業部会
 - ② 保険者事務共同電算事務担当者会議
 - ③ 医療福祉費共同電算事務担当者会議
 - ④ 後期高齢者医療広域連合との研究協議会
 - ⑤ 保険者レセプト管理システム説明会
 - ⑥ 保険者レセプト管理システム操作研修会

(4) 事業振興

国保財政の健全な運営を確保するため、新・国保3%推進運動の推進及び国保制度の安定運営に向けた運動を展開する。

- (1) 新・国保3%推進運動の推進
 - ① 国保事業充実強化推進委員会
 - ② 市町村（国保組合）国保主管課長研修会の実施
 - ③ 「統計でわかる茨城の国保の状況」冊子の作成及び配付
 - ④ 関係団体との連絡調整
- (2) 国保振興
 - ① 国保制度改善強化全国大会への参加・要望行動
 - ② 予算対策本部（国保中央会設置）への参加

(5) 保健事業

保険者における生活習慣病対策を始めとした、健康増進及び疾病予防の取り組み等の保健事業を効率的に行うための支援を行う。

また、特定健診・特定保健指導に係る費用決済、健診データの管理及び共同処理などの業務を「特定健診等データ管理システム」を活用して適切に行う。

- (1) 協議会、研修会等
 - ① 健康づくり推進研修会
 - ② 市町村保健師ブロック別研修会（茨城県市町村保健師連絡協議会と共催）
 - ③ 市町村保健師研修会（〃）
 - ④ 茨城県市町村保健師連絡協議会への助成
- (2) 各種支援事業
 - ・調査統計資料の作成
 - ① 疾病分類統計表の作成
 - ② 医療費統計表の作成
 - ③ 市町村保健事業事例集の作成
 - ・生活習慣病予防対策支援
 - ① 特定健診等に係る費用決済及びデータ管理業務等

- ② 特定健診・特定保健指導に関する支援
- ③ 茨城県保険者協議会の運営（協議会・作業部会）
 - ・健康づくり事業への支援
- ① 健康カレンダーの作成及び配付
- ② 視聴覚用教材及び健康器具等の貸出し
- ③ 在宅保健師の会組織活動支援
- (3) 国保診療施設関係
 - ① 国保診療施設医師確保対策
 - ② 国保診療施設協議会事業への事務援助

(6) 広報宣伝事業

国民健康保険制度の趣旨普及、被保険者の啓発及び本会事務事業に関する広報活動を実施する。

- ・ 広報活動
 - ① 広報委員会
 - ② 機関誌「茨城の国保」の発行
 - ③ 国保情報ネットワークを活用しての情報提供
 - ④ 「全国優良保険者の葉」の情報提供
 - ⑤ 国保新聞購読料の一部補助
 - ⑥ 被保険者教育広報
 - ア. 納税促進ポスターの作成・配付及び県内のJR等全駅、主銀行等への掲示
 - イ. 被保険者証更新に係る広報（ポスターの作成及び配付）
 - ウ. ラジオ広報
 - エ. 県広報紙「ひばり」への広告掲載
 - オ. 被保険者教育用記事提供
 - カ. 各種統計資料の調査及び作成
 - キ. 図書、物資斡旋
 - ⑦ 本会ホームページによる広報

(7) 育成指導関係事業

保険者等事務担当者の資質向上と国保運営上の諸問題の研究等を行う。また、保険者の医療費適正化事務支援策として、レセプト点検に関する事務支援を実施する。

- (1) 講習会・研修会の開催
 - ① 国保事務新任者講習会 (茨城県と共催)
 - ② 国保料（税）事務研修会 (")
 - ③ 資格・給付事務研修会 (")
 - ④ 市町村（国保組合）国保主管課長研修会 (")
 - ⑤ 保険料（税）適正算定マニュアル操作説明
 - ⑥ 支部事業育成
- (2) 保険者レセプト点検事務支援
 - 保険者レセプト点検事務研修講座（初心者・経験者・支部）

(8) 第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業

保険者等の医療費適正化事務支援策として、第三者行為（交通事故）損害賠償求償事務共同処理を実施する。

第三者行為損害賠償求償事務

- ① 第三者行為求償事務研修会（茨城県と共催）
- ② 交通事故通報及び相談
- ③ 第三者行為（交通事故）損害賠償請求及び収納事務

(9) 協議会

本会及び支部等関係機関の事業の円滑な運営を図るため、緊密な連絡、調整等を行う。また、国民健康保健事業の改善と健全な発展に資するため、調査研究を行う。

保険者等との連絡・調整に関する協議会

- ① 市町村（国保組合）国保・介護保険及び障害者自立支援主課長会議
- ② 支部常任幹事連絡協議会
- ③ 調査研究委員会
- ④ 支部及び国保組合連絡協議会への助成
- ⑤ 茨城県国保都市協議会への助成

(10) 保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業

県内の市町村国保間の保険料の平準化と財政の安定化を図るため実施する。

- ① 保険財政共同安定化事業

レセプト一件あたり30万円を超える医療費に関して、8万円を超え80万円までの医療給付費から前期高齢者の財政調整額を控除した額を対象とし、市町村が拠出する財源による共同事業を実施する。

- ② 高額医療費共同事業

レセプト1件あたり80万円を超える医療費に関して、当該超える額から前期高齢者の財政調整額を控除した額を対象とし、市町村が拠出（拠出金に対し、国及び県がそれぞれ4分の1を負担）する財源による共同事業を実施する。

- ③ 超高額医療費共同事業（国保中央会）

高額医療費共同事業の安定的な運営を図るため、著しく高額な医療費（420万円超）に関して、200万円を超える額を対象とし、国保中央会における国保連合会の共同事業として実施する。

(11) 妊婦・乳児健康診査委託料審査支払事業

母子保健法に基づく妊婦・乳児健康診査委託料の審査支払業務を行う。

(12) 介護保険事業

介護保険法に基づく介護給付費の審査支払業務及び市町村支援事業並びに苦情処理業務を行う。

- (1) 審査支払業務
 - ①介護給付費審査委員会
- (2) 市町村支援業務
 - ①要介護認定更新支援処理
 - ②償還払給付額管理処理
 - ③介護給付費通知作成処理
 - ④高額介護サービス費支給処理
 - ⑤各種支払支援処理
 - ⑥統計資料作成処理
 - ⑦介護給付適性化対策情報提供処理
 - ⑧第三者行為（交通事故）損害賠償求償事務共同処理業務
- (3) 苦情処理業務
 - ①介護サービス苦情処理委員会
 - ②苦情・相談業務
 - ③介護保険に係る苦情及び相談事例集の作成・配付
- (4) 会議等の開催
 - ①介護保険主管課長会議
 - ②介護保険連絡協議会（県・支部）
 - ③介護保険事務担当者会議
 - ④介護サービス苦情処理業務連絡協議会
 - ⑤介護保険事業所請求事務説明会
 - ⑥保険料の年金からの特別徴収に係る市町村担当者会議

(13) 障害者自立支援事業

障害者自立支援法に基づく障害介護給付費等の支払業務及び市町村支援業務を行う。

- (1) 市町村支援業務
 - ①給付実績交換処理
 - ②高額障害福祉サービス費等支給処理
 - ③各種支払支援処理
 - ④地域生活支援事業支払処理
 - ⑤独自助成支払処理
 - ⑥訪問調査委託料支払処理
 - ⑦統計資料作成処理
- (2) 会議等の開催
 - ①障害者自立支援主管課長会議
 - ②障害者自立支援事務担当者会議
 - ③障害者自立支援事業所請求事務説明会
 - ④障害者自立支援連絡協議会